

不法投棄は許さない! 地域の力で 街をきれいに!



今月の声の主

真栄第四町内会
あべ てつ お
会長 **阿部 哲夫**さん

あなたの声 街を変える

第5回

「市民参加のまちづくり」の参加事例として、
地域の特色あふれる活動を紹介するコーナー。
今月は、有明地区の「不法投棄防止の取り組み」です。
あなたの街でも、実践してみませんか。

【詳細】 清田まちづくりセンター ☎883-7600

1 有明小学校の児童のクロスカントリーコースとして使われている裏山は、草木に紛れてタイヤなどたくさんの不法投棄ごみが散乱していました。



2 以前から不法投棄防止活動に取り組んでいた阿部さんは、山室校長の思いを知り、有明町内会をはじめ、清田地区の各町内会などに呼び掛けました。



3 町内会に加え、PTA・地元の災害防止協会や土地所有者などの協力により、不法投棄ごみの撤去を実行。費用を出し合い、夏の炎天下の中、延べ130人が汗を流しました。



4 この活動が呼び水となり、市では「ボランティア監視員制度」を創設。地域住民自らがきめ細かく監視することで、不法投棄への抑止効果が期待されます。



最初に現場を見たときは、その不法投棄ごみの多さに驚きましたが、今では全く見られなくなりました。地域が一丸となって取り組んだことが、成果として表れたことをうれしく思います。こうした活動がぜひ、全市に広がってほしいですね。

もっと知りたい

不法投棄は犯罪です!

- 不法投棄とは、ごみを決められた場所(ごみステーションなど)以外へ捨てることを指します。
- 不法投棄は地中へ汚水がしみ出すなど、環境汚染の原因になります。いったん汚染された環境を元に戻すには膨大な時間と費用を要します。
- 不法投棄を行った場合、5年以下の懲役もしくは1千万円以下(法人の場合はなんと1億円以下!)の罰金が科されます。

市では、不法投棄防止活動が広がっていくよう支援し、皆さんとともに不法投棄のない街を目指していきます。

不法投棄についての詳細は、事業廃棄物課 ☎211-2927へ。

まちセン所長から

まちセンが地域の活動をお手伝い!

清田まちづくりセンター所長 **江島 圭一**

地域の声を関係部署(区役所や環境局)の担当者へ伝達するなど、主に連絡・調整役としてこの活動に携わりました。今回同様、今後もまちづくり活動のお手伝いをしていきます。



テーマ募集 ○ まちづくり事例募集中

身近にあった市民によるまちづくりのお話を寄せてください。
住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号を記入し、はがき、ファックス、Eメールで市役所広報課(1ページ)へ。